

### 静岡市総合運動場条例の一部改正について

静岡市総合運動場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市総合運動場条例の一部を改正する条例

静岡市総合運動場条例（平成15年静岡市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第7条第1項」を「別表第1及び別表第2に掲げる施設又は設備について第7条第1項」に改める。

別表第1中「第16条関係」を「第9条、第16条関係」に改め、同表1陸上競技場の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

#### 1 陸上競技場の利用料金の限度額

利用区分	時間区分		午前	午後	夜間
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	9,420円	12,560円	9,420円
		生徒等及び70歳以上の者	6,600円	8,800円	6,600円
	その他の場合	47,100円	62,800円	47,100円	
個人利用	当日券	一般	150円	150円	—
		生徒等及び70歳以上の者	80円	80円	—
	回数券（11回分。1枚の利用は、1	一般	1,500円		—

一人の時間区分)	生徒等及び70歳以上の者	800円	—
整理券	一般	1人1回1時間につき	150円
	生徒等及び70歳以上の者	1人1回1時間につき	80円

別表第1の1陸上競技場の利用料金の限度額の表備考3中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加え、別表第1の2屋内プールの利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

## 2 屋内プールの利用料金の限度額

時間区分			午前	午後1	午後2	夜間		
			午前10時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで	午後6時30分から午後8時30分まで		
利用区分	専用利用	一般	夏期	1コースにつき1,340円	1コースにつき1,340円	1コースにつき1,340円	1コースにつき2,680円	
			通常期	1コースにつき2,000円	1コースにつき2,000円	1コースにつき2,000円	1コースにつき4,000円	
	生徒等及び70歳以上の者	夏期	1コースにつき940円	1コースにつき940円	1コースにつき940円	1コースにつき1,880円		
		通常期	1コースにつき1,400円	1コースにつき1,400円	1コースにつき1,400円	1コースにつき2,800円		
	会議室	A会議室	収容人員70人	1,460円	1,460円	1,460円	2,920円	
		B会議室	収容人員50人	940円	940円	940円	1,880円	
	個人利用	当日券	一般	夏期	210円	210円	210円	210円
				通常期	310円	310円	310円	310円

	生徒等及び70歳以上の者	夏期	110円	110円	110円	110円
		通常期	160円	160円	160円	160円
整理券	一般	夏期	1人1回1時間につき 100円			
		通常期	1人1回1時間につき 150円			
	生徒等及び70歳以上の者	夏期	1人1回1時間につき 50円			
		通常期	1人1回1時間につき 80円			
回数券 (11回分。1枚の利用は、1人1回の時間区分)	一般	夏期	2,100円			
		通常期	3,100円			
	生徒等及び70歳以上の者	夏期	1,100円			
		通常期	1,600円			

別表第1の2屋内プールの利用料金の限度額の表備考3中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加え、別表第1の3テニスコートの利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

### 3 テニスコートの利用料金の限度額

利用区分		単位	金額
テニスコート	一般	1面1利用区分帯につき	1,220円
	生徒等及び70歳以上の者	1面1利用区分帯につき	860円
壁打ちコート	一般	1面1利用区分帯につき	270円
	生徒等及び70歳以上の者	1面1利用区分帯につき	190円

別表第1の3テニスコートの利用料金の限度額の表備考中6を8とし、3から5までを5から7までとし、同備考2(1)中「610円」を「この表による金額の2分の1に相当する額」に改め、同2(2)中「270円」を「この表による金額に相当する額」に改め、同2を同備考4とし、同備考1ただし書中「610円」を「この表による金額の2分の1に相当する額」に改め、同

1を同備考3とし、同備考に1及び2として次のように加える。

1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者

(2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者

2 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。

別表第1の4ターゲットバードゴルフ場の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

#### 4 ターゲットバードゴルフ場の利用料金の限度額

利用区分		時間区分	午前	午後
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	9,570円	12,760円
		生徒等及び70歳以上の者	6,720円	8,960円
	その他の場合		47,850円	63,800円
個人利用	当日券（1人1プレイにつき）	一般		310円
		生徒等及び70歳以上の者		160円
	回数券（11枚つづり。1枚の利用は、1人1プレイ）	一般		3,100円
		生徒等及び70歳以上の者		1,600円

別表第1の4ターゲットバードゴルフ場の利用料金の限度額の表備考3中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加え、別表第1の5グラウンドゴルフ場の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

#### 5 グラウンドゴルフ場の利用料金の限度額

利用区分		時間区分	午前	午後
			午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで
専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	4,770円	6,360円
		生徒等及び70歳以上の者	3,360円	4,480円
	その他の場合		23,850円	31,800円
個人利用	当日券（1人1プレイにつき）	一般	210円	
		生徒等及び70歳以上の者	110円	
	回数券（11枚つづり。1枚の利用は、1人1プレイ）	一般	2,100円	
		生徒等及び70歳以上の者	1,100円	

別表第1の5グラウンドゴルフ場の利用料金の限度額の表備考3中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加え、別表第1の6野球場の利用料金の限度額の表中

「

	生徒等	5,040円	6,720円	5,040円	を
--	-----	--------	--------	--------	---

」

「

	生徒等及び70歳以上の者	4,410円	5,880円	4,410円	に
--	--------------	--------	--------	--------	---

」

改め、同表備考2中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加える。

別表第2中「第16条関係」を「第9条、第16条関係」に改め、同表1陸上競技場の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 陸上競技場の利用料金の限度額

時間区分			午前	午後	夜間
			午前 9 時から正午 まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで
専用利用	アマチュアス ポーツ又はレ クリエーショ ンに利用する 場合	一般	9,420円	12,560円	9,420円
		生徒等及 び70歳以 上の者	6,600円	8,800円	6,600円
	その他の場合	47,100円	62,800円	47,100円	
個人利用	当日券	一般	150円	150円	150円
		生徒等及 び70歳以 上の者	80円	80円	80円
	整理券	一般	1人1回1時間につき 150円		
		生徒等及 び70歳以 上の者	1人1回1時間につき 80円		

別表第2の1陸上競技場の利用料金の限度額の表備考3中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加え、別表第2の2体育館の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

## 2 体育館の利用料金の限度額

時間区分			午前	午後1	午後2	夜間
			午前 9 時か ら正午まで	午後 1 時か ら午後 3 時 まで	午後 3 時か ら午後 5 時 まで	午後 6 時か ら午後 9 時 まで
専用 利用	アマチュアス ポーツ又はレ クリエーショ ンに利用する 場合	一般	6,600円	4,400円	4,400円	13,200円
		生徒等及び 70歳以上の 者	4,620円	3,080円	3,080円	9,240円

	その他の場合		33,000円	22,000円	22,000円	66,000円
多 目 的 室	多目的室 1	一般	1,080円	720円	720円	2,160円
		生徒等及び 70歳以上の 者	780円	520円	520円	1,560円
	多目的室 2	一般	1,560円	1,040円	1,040円	2,640円
		生徒等及び 70歳以上の 者	1,110円	740円	740円	1,860円
	多目的室 3	一般	1,380円	920円	920円	2,760円
		生徒等及び 70歳以上の 者	990円	660円	660円	1,980円
	多目的室 4	一般	1,380円	920円	920円	2,760円
		生徒等及び 70歳以上の 者	990円	660円	660円	1,980円
	多目的室 5	一般	1,080円	720円	720円	2,160円
		生徒等及び 70歳以上の 者	780円	520円	520円	1,560円
個人利用	当日券	一般	270円	270円	270円	330円
		生徒等及び 70歳以上の 者	140円	140円	140円	170円
	整理券	一般	1人1回1時間につき 150円			
		生徒等及び 70歳以上の 者	1人1回1時間につき 80円			

別表第2の2体育館の利用料金の限度額の表備考3中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」

を加え、同備考11中「50円」を「70円」に改め、別表第2の3武道場の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

### 3 武道場の利用料金の限度額

時間区分		午前	午後1	午後2	夜間	
		午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	
専用利用	アマチュアスポーツ一般	1,860円	1,240円	1,240円	3,720円	
	又はレクリエーションに利用する場合	生徒等及び70歳以上の者	1,320円	880円	880円	2,640円
	その他の場合	9,300円	6,200円	6,200円	18,600円	
個人利用	当日券	一般	270円	270円	270円	330円
		生徒等及び70歳以上の者	140円	140円	140円	170円
	整理券	一般	1人1回1時間につき 150円			
		生徒等及び70歳以上の者	1人1回1時間につき 80円			

別表第2の3武道場の利用料金の限度額の表備考3中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加え、別表第2の5アーチェリー場・弓道場の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

### 5 アーチェリー場・弓道場の利用料金の限度額

時間区分		午前	午後1	午後2	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
専用利用	一般	1,860円	1,240円	1,240円	3,720円



		生徒等及び70歳以上の者	1,320円	880円	880円	2,640円
個人利用	当日券	一般	150円	150円	150円	300円
		生徒等及び70歳以上の者	80円	80円	80円	150円
	回数券（12回分。1枚の利用は、1人1回の時間区分）	一般	1,500円			
		生徒等及び70歳以上の者	800円			
	整理券	一般	1人1回1時間につき 150円			
生徒等及び70歳以上の者		1人1回1時間につき 80円				

別表第2の5アーチェリー場・弓道場の利用料金の限度額の表備考3中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市総合運動場条例（以下「新条例」という。）別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に利用料金を支払った回数券を有する者は、施行日以後に当該回数券を使用して総合運動場を利用することができる。

（施行前の準備）

- 3 新条例別表第1及び別表第2の規定に基づく総合運動場の利用料金の設定は、施行日前においてもこれを行うことができる。